

令和3年度 第1回可児市上下水道事業経営審議会議事録

【日 時】 令和3年12月15日（水曜日）午後6時から午後7時40分まで

【場 所】 可児市総合会館2階会議室

【出席者】 審議会委員12人、事務局12人

1. 部長あいさつ

本日はご多忙にも関わらず、令和3年度第1回可児市上下水道事業経営審議会にご足労を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃より、委員の皆様方には可児市政にご理解ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

本審議会の目的は、「市長の諮問に応じ、水道事業および下水道事業の経営に関し、必要な調査および審議をし、答申をいただく」となっています。本市では、「安全・安心な水道水を安定的に供給する」、「適正な生活排水処理を進める」を理念として事業を遂行しています。本審議会の委員として、今年度より、新しく4名の方が、また、8名の方が昨年度に引き続き大変お世話になりますが、今後ともよろしくお願いいたします。

現在、上下水道事業を取り巻く環境は、人口減少、節水意識の高まりなど、社会情勢の変化や人口急増時に建設された施設の老朽化、耐震化対策の実施など、一層厳しさを増しています。特に、先般、和歌山市で発生した水管橋崩落事故におきましては、改めて維持管理の大切さを思い知りました。

多くの市民にご利用いただいている上下水道は、市民生活や経済活動に欠くことのできない重要なサービスの一つであり、将来に渡り、安定的に継続していかなければなりません。

本日の審議会では、令和2年度の上下水道事業の決算報告や下水道事業経営戦略のモニタリングの結果などをご報告させていただきます。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜り、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

2. 委員委嘱等

- ・可児市上下水道事業経営審議会条例による委嘱説明
- ・委員の任期は令和3年及び4年度の2ヶ年度
(令和3年12月15日～令和5年3月31日)
- ・委員の自己紹介
- ・事務局の紹介

3. 会長、副会長選出等

【会長、副会長の選任】

会長⇒丸山恭司、副会長⇒大杉守平

【会長あいさつ要旨】

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。昨年に引き続き今期も会長を務めさせていただきます。名古屋の大学では会計を教えており、自治体の会計や監査を研究しています。上下水道事業は非常に専門的な分野であるため、わからないところは質問いただき円滑に進めていきたいと思っております。

【副会長あいさつ要旨】

上水道は私たちの生活に不可欠なものであり、安心安全な水を安定して供給することは重要であり、また、下水道は衛生面と環境問題が重要であると考えており、可児市として上下水道共に大切な事業であると認識している。私も委員会の一員として微力であるが尽力したいと思います。

【定足数】

会長より定足数（12名出席）を満たすことの説明。

【議事録署名者】

会長より議事録署名者として秋山委員と市原委員の指名。

4. 議題

議題（1）～（3）について、事務局説明と質疑応答を行った。

- (1) 水道事業の決算と予算について
- (2) 下水道事業の決算と予算について
- (3) 下水道事業経営戦略モニタリング実施について

発言者 ☆=会長 ○=委員 ●=事務局

【議題（1）水道事業の決算と予算について】

☆減価償却費の耐用年数は施設によって変わると思うが、例えば水道管の耐用年数はどのように決めているのか。

●減価償却費の耐用年数について、水道管はダクティル管や塩ビ管等があるが、管種に関わらず法令に基づき40年としている。ただし、40年経過して急に使用不可となるのではなく実際にはそれ以上使用している管もたくさんある。その他建物や機械等については20年や5年と短い耐用年数の資産もある。

☆決算について水道事業の中長期的な影響等をわかりやすく説明いただきたい。

●資料2-1 決算概要の収益的収支において3条は4億7千万円程の黒字であり、資本的収支の4条については6億4千万円程の赤字となっており、その差額についてはこれまでの繰越資金で補填している。水道事業では昨年度中長期収支計画を改訂しており、10年間は水道料金を上げなくても経営できると示させていただいた。水道料金については定期的（5年毎）にその適正性を見直すために経営審議会において諮問させていただいている。現在は令和元年度から5年度までは据え置きとなっており、また次回の令和5年度に改めて収支計画を示し、ご意見をいただいた上で料金を決定したいと考えている。

【議題（2）下水道事業の決算と予算について】

○資料3-1の業務量にある下水道の使用件数については30,329件であるのに対し、資料2-1の業務量にある水道の給水件数については30,557件であるが、この差は下水道を引いていない箇所に対する差なのか。

●下水道を引いていない箇所の差でもあるが、資料3-2の農業集落排水事業については下水道事業会計に含まれていないため、818件を足した件数が下水道事業全体の使用件数である。また、散水栓のみの使用で下水道に繋がっていない箇所もあるため下水道の方が少なくなっている。

○使用件数と給水件数の増減額を比較すると、どちらも380件ほどと近い数値となっているが、通常新規に家を建てるといった場合は水道と下水道どちらも同時に開始するという認識でよろしいか。

●下水道の供用開始エリアの中であれば同時に接続することが通常多いため、上水道・下水道で近い増加数となる。

○下水道の供用開始エリアは昔より広がったと思うが、まだ下水道に繋がっていない箇所はどのくらいとなっているのか。

●下水道の整備はほとんど完了しているが、浄化槽や汲み取り式でまだ下水道に繋がっていない住宅については、建替え等のタイミングで下水道に接続する住宅もある。よって未だそれらを使用している住宅については少しずつ下水道に接続されることになる。

また、毎年広報に下水道の接続について啓発させていただいているが、やはり個人での費用負担があるため、それを考えると建替えやリフォームのタイミングで切り替えるのが実状である。

☆資料3-1の4損益計算書の主な増減内容にある高資本費対策基準繰出額について説明してほしい。

●下水道事業の資本費が高額であることから、総務省が示す基準に基づいて計算をした繰出額のことである。総務省は他にも繰出額について様々な基準を示しており、その中の一つとして高資本費対策に係る繰出基準がある。また、供用開始後30年しかもらうことができないため、公共下水道については令和5年度までもらえる予定である。

☆将来的には一般会計からの繰出しに頼らないで、独立採算にもっていくのか。それともそこは難しい課題なのか。

●総務省が定める繰出額については当然にもらえるべきものとして繰り入れる予定である。また、雨水事業については使用料を徴収しているわけではないので、維持管理費分等について、今後も一般会計の負担として繰り入れする予定である。

☆決算書27ページから記載の企業債について、昨今は利率が昔より大幅に下がっているが、高い利率の借換えはしないのか。

●本来は借換えした方が良いとは思いますが、公的資金のため補償金が発生する場合もあり、なかなか実施できない状況である。しかし、10年程前には補償金を免除する仕組みが時限的にあったため、金利5%以上のものは全て借換えを行った。

☆上下水道両方に関連して、上水道は県から水を購入しており、下水道は汚水を主に流域下水道で処理している。よって県が料金を変更しないと可児市だけではどうしようもない部分もあるが、料金について県と何か交渉することはあるのか。

●上水道に関して、県から水を購入しているのは東濃地域・可茂地域で11市町である。県

を含んだこの 11 市町で定期的に会議を開き水道料金について検討している。今年もこの会議が開催され、県知事に対して要望書を提出した。しかし、昨今の地震等の災害の多い時代では、安心・安全な水を供給するために管の耐震化と更新を進めなければならず、なかなか料金の値下げは難しいと考えている。

下水道についても県と 10 市町で検討会議を開き、定期的な検討を実施している。人口減少時代で使用料が減少する中で、施設の維持管理費を十分に賄うことが難しいため、県は値上げを要求しているが、市町では費用負担の抑制を考慮してほしいという要望を出している。

☆上下水道事業共に定期的な検討が行われているということを理解した。

【議題（3）下水道事業経営戦略モニタリング実施について】

☆資料 4 の重要指標での流動比率について、現金預金が少ないことが流動比率を下げている要因であると思うが、下水道事業の資金繰りについて使用料は 2 カ月毎に入金されているのか。

●使用料について、徴収事務は上水道事業に委託しており毎月上水道事業から使用料を入金している。

☆期末時点で現金預金が 3 億 5 千万円程あるが、期中において現金がなくなり一時借入れをすることはあるのか。

●期中においては、計画的な一般会計からの繰入金や企業債発行等の入金があり、現在は一時借入れをしないよう経営しているため一時借入れを行ったことはない。また過去においても一時借入れを行ったことはない。

5. その他

【今後のスケジュール等】

- ・本年度は諮問事項がなく、今回の 1 回開催のみの予定
- ・委員報酬についての説明

【その他質問事項】

○可児市は県下で水道料金が非常に高い地域であり、それは水利権がないためであるという認識である。可児市は県下で何番目ぐらいに高いのか具体的に教えてほしい。また、昔からの慣習として水利権が保有されていると思うが、今後、水利権を変更したり、水利権

を保有するといったことはないのか。

●可児市の水道料金は確かに高いといえる。しかし、県から水を購入している 11 市町の中では多治見市、中津川市に次いで 3 番目に安いものとなっている。岐阜市や大垣市は水が豊かであり浄化作業も少なくよいため極端に単価が安い。

水利権について、県はダムを作ることで水利権を取得している。可児市が数十億、数百億かけてダムを作ればそのダムの能力に応じて水が取れる可能性もある。だが、それにお金を注ぐのはなかなか難しいことであり現実的ではないと考える。よって、県から購入せざるを得ないというのが現状である。

○可児市は約 40 年前に高台に団地がたくさん作られ、そこにポンプで配水するための施設費が膨大にかかったために、それらの工事費が料金にも反映されているというのを聞いたことがある。水利権がなく県から水を購入しているという理由だけで料金が高いわけではないという認識であるがどうか。

●そのとおりである。資料の水道事業会計決算書 18 ページを見ていただくと、給水原価の全体の約 60%が県から水を購入した浄水費となっており、次いで減価償却費が 17%となっている。これは施設が多いために減価償却費の割合が比較的高く、両者を合わせると約 80%の原価となる。残り 20%の費用を下げるように努力しているがやはり限界がある。

施設の統廃合についても、今後整備計画に基づき計画的に実施していく必要があると考えている。

○決算書等の数字が膨大過ぎて一般的な市民には分かりづらいため、もっとわかりやすい言葉での情報発信が必要ではないか。

☆今後、広報やホームページ等を使って、なるべく費用を掛けずかつわかりやすい言葉で情報発信していく必要があると思う。

○静岡県では話題になっている、リニア工事における水源地の問題等は可児市においては問題ないのか。

●リニア工事について細かいことはわからない。本来 JR 東海が実施している事業ではあるが、別の団体が環境評価を実施している。断定できないが環境的には問題ないということは聞いたことがある。県からは水源地についての話は聞いたことがない。

○久々利地区において残土を捨てていると思うが、その残土から出る物質について地下水に染み出る等の環境問題はないのか。

●残土については国の法律に基づいて処理されている。仮にヒ素等の有害な物質が出れば大森において雨水が入らないよう要対策土として仮置きし、それらを薬で中和してからでしか流出できないこととなっている。今のところはそういった残土は出ていない。

○地区的に、将来は残土の影響が出そうな地区であるのか。

●そうである。現在、東海環状自動車を 4 車線化するためにトンネルを掘っているが、その付近はヒ素等が出る地域である。もし出た場合は市の環境課と岐阜県に報告され、周囲の地下水の井戸調査が実施され、県のホームページで掲載している。

(会議終了)